

第Ⅵ章 石巻城の歴史的考察

1. 石巻城の成立

本遺跡は早くから先学により奥州葛西氏の居城として、その位置付けが成されて来ている。その概要はすでに研究史の項でも述べたが、ここでは一応石巻城の上限と下限年代及び葛西氏の動向の概要を把握すると云う観点から本章を設定したものである。

吾妻鑑⁽¹⁾文治5年(1189)9月24日条には、

(前略)凡清重今度勲功。殊拔群之間。匪奉此等
重職。剩伊沢磐井牡鹿等郡已下。拝領数ヶ所云々。

と見え、牡鹿郡がこの時点で葛西清重の所領として給付されている事が分る。吾妻鑑には鎌倉に於ける葛西一族の動向を伝える記事が所々に見られ、それを見ると四代清経代の中途までは間違いなく鎌倉に在住したと見られている。

しかし同書では文応元年(1260)以後葛西氏の動向が全く見えず、それと前後する形で、岩手県平泉中尊寺経蔵文書中に、⁽²⁾

陸奥国平泉中尊・毛越両寺住侶等与葛西三郎左
衛門尉宗清・伊豆太郎左衛門尉時員・葛西彦五
郎親時等相論岩井・伊沢両郡山野并非法否事、

(中略)

住呂等申云、時員背代、御下知、山野草木違乱
之上、以寺領土民、召仕狩以下雑役、充取銭貨
之間、弘安八年訴申畢、爰如弘長三年御下知状

毛越寺・円隆寺并新御堂供僧教者、地頭等駈仕寺領百姓事、
円等与柏崎村地頭等相論事也

被止之、如建治三年御下知状平泉白山別当願隆与伯耆新
左衛門入道経蓮相論事也

者、於山野致違乱、以神宮神人等、召仕狩獵事、
被制之、所詮、惣領宗清代……………

(後略)

正応元年七月九日⁽¹²⁸⁸⁾ 前武藏守平朝臣(花押)
^(北条宣時)

相模守 平朝臣(花押)
^(北条貞時)

⁽³⁾と見え葛西氏五代惣領宗清が中尊・毛越両寺と所領を争っているが、この様な事態は、すでに建治3年(1277)段階の伯耆新左衛門入道経蓮(四代清経)と白山別当との間でも起きていた事が同文中の先例から知られる。吾妻鑑では建長5年(1255)正月21日条に伯耆左衛門尉清経の名が見られ、中尊寺文書に見える伯耆新左衛門入道経蓮は清経の在俗出家名と見られる事から、両者はおそらく同一人であろうと思われる。

吾妻鑑以後の陸奥に於ける葛西氏の動向はこの建治3年を初見としており、おそらくこの直前か、それに近い年代をもって本格的な陸奥の所領経営が開始されたと見られるから、1260～70年代頃の移住を想定して大過ないであろう。

ただこの時点では葛西氏が牡鹿郡に本拠を構えていたと云う積極的な史料は見当たらない。

年代は若干下るが南北朝期の白河文書には、同期の葛西氏の動向を示す多数の史料が現存し牡鹿郡の名が頻繁に登場する。

第4表 葛西氏関係白河文書抜粋一覧（宮城県史30・史料集Ⅰによる）

件名	西暦	記	事
北畠親房御教書	1338	（前略）宮御船、直令着奥州給之由、其間候、宇田歟、牡鹿歟、両所之間、相構急被尋申御座之所、可被馳申候、（後略） （延元三年）九月廿九日 （親朝） 結城大藏権大輔殿	越後権守秀仲 奉
北畠親房御教書	1338	（前略）宮司司令着奥給候者、自彼方可有御発行にて候所、如只今者、延引之間、如何にも御下向候て、奥輩可被催立候、且葛西進使者候、申入此趣候也、（後略） （延元三年）十一月六日 結城大藏大輔殿	越後権守秀仲 奉
北畠親房事書	1338	（前略）一、葛西清貞兄弟以下一族、随分致中之由令申間、度々被感仰畢 （中略）大将無御下向、難事行候由、葛西令申候、（後略） 延元三年 十一月十一日 結城大藏権大輔殿 御返事	沙弥宗心
北畠親房事書	1340	（前略）次第ニ被押出候ハ、自此辺ハ、可有早速之功哉らんと、葛西も度々以使者申候、（後略） 興国元年 十一月廿六日 結城大藏権大輔殿	沙弥宗心
五辻清顕書状	1340	（前略）河村六郎并葛西一族等、大略無所残参御方候之間、対治府中、急可有御上候、（後略） （興国元年）十二月廿五日 白川修理権大夫殿	清 顕（花押）
五辻清顕書状	1341	（前略）桃生、牡鹿両郡勢はかりハ無勢之間、与中奥成一手、可被退治府中候、（後略） （興国二年）二月廿六日 （親朝） 結城修理権大夫殿	清顕奉（花押）
北畠顕信御教書	1341	（前略）一、府中対治事、自其辺合力尤可為大切之由、葛西申旨候、（中略）葛西姪遠江守有別心之由風聞之間、為惣領計、此間令討伐了、（後略） （興国二年）三月廿四日 修理権大夫殿	清 顕 奉
五辻顕尚書状	1341	（前略）抑中奥并牡鹿辺発向相延候之間、可令招合給之由被申候哉、（後略） （興国二年）三月廿八日 白川修理権大夫殿	顕 尚（花押）
五辻清顕書状	1341	（前略）葛西以下和賀、滴石輩等成一手、欲対治府中候、（後略） （興国二年）四月廿日 結城修理権大夫殿	清顕奉（花押）
法眼宣宗書状	1341	（前略）葛西勢等為一手、可責国府之由、以飛脚被申候（後略） （興国二年）五月十六日 謹上 結城修理権大夫殿	法眼宣宗（花押）

牡鹿郡は文治5年(1189)の給付以来、代々葛西氏が郡地頭職を継承して来た地域であり白河文書に見える一連の動向から判断し、この時期の牡鹿郡が葛西惣領の拠点として重要な位置を占めていた事は確実である。

中世の牡鹿郡の範囲については細かな範囲までは特定できないが、ほぼ現在の石巻市の範囲から牡鹿半島を除いた地域と見られており、該当範囲には本遺跡に比肩する規模の中世城館跡は他に認められない事から、本遺跡をもち葛西氏惣領の同期に於ける軍事拠点と見成して大過ないであろう。

従って史料から見る限り、遅くとも14世紀の30年代には本城館が成立していたものとする事が可能である。

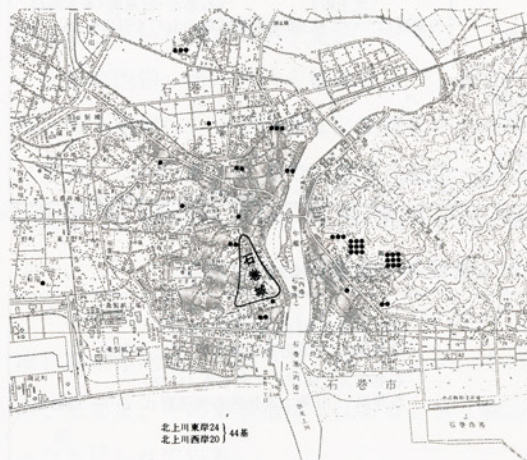
2. 板碑から見た周辺地域の動向

本館跡を取り巻く石巻市街地一帯には、中世に造立された多数の板碑が分布している。これらの多くは基本的に葛西氏を含めた当時の石巻在住武士層を中心に造立されたものであり、その意味で当時の武士団の動向を反映する一面があるのではないかと想定して取り上げた。

石巻城に隣接する地域に所在する合計98基の有紀年板碑を取り上げ、その地域分布及び年代分布を作成したのが第21図～第24図である。

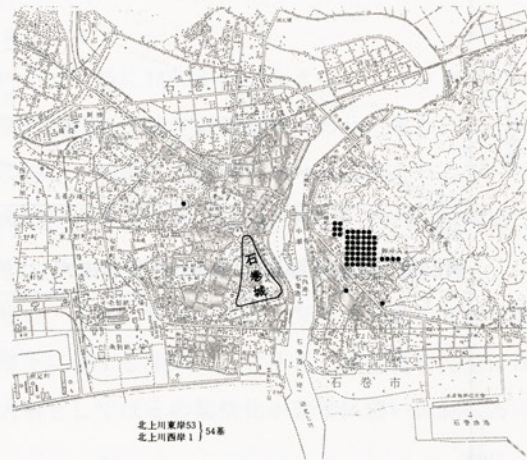
第21図 石巻城跡周辺の有紀年板碑の分布

建治元年(1275)～興国3年(1342)
康永元年



第22図 石巻城跡周辺の有紀年板碑の分布

興国4年(1343)～宝徳2年(1450)
康永2年



まず地域分布であるが、これは中奥に於ける南北両朝の雌雄を決したとされる康永元年(南朝年号興国3年—1342)十月の栗原郡三迫合戦⁽⁵⁾を便宜上の境として見ると、その前と以後では現北上川(旧真野乃至迫川)を挟み大きな相違が認められる。

建治元年～興国3年迄の間を仮に前期、それ以後を後期として分類すると、前期の段階では石巻城を取り囲む沖積地をも含めた広い範囲に散在しており、後期の段階では河川東岸の湊地区に

そのほとんどが集中する。

これは一つには前期の段階での所領開発が山際や谷合いに限らず広く沖積地にまで、積極的に及んでいた事を反映すると見られ、奥州に定着直後の葛西氏が平泉周辺のみでなく、この牡鹿郡石巻に於いても積極的な沖積地開発策を採っていた状況が観察される。

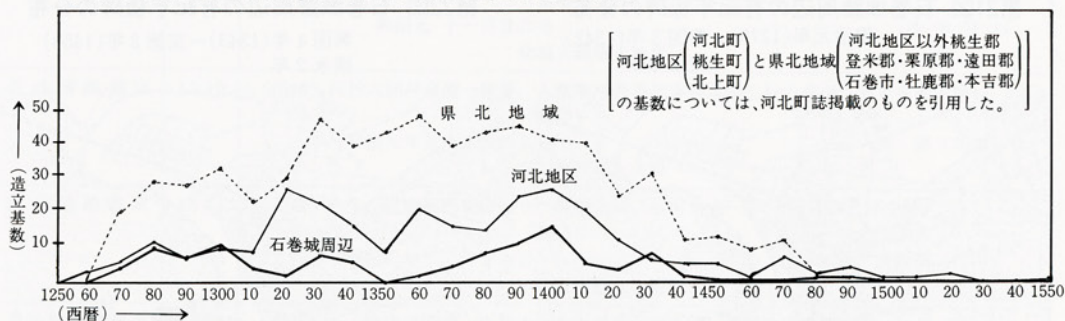
また、この様な板碑群の散在は、おそらくその中心造立者である武士団の散住も意味しているから、この時点での石巻城はその内部に家臣団が常住する恒常的臨戦体制と構造を有していたとは考えにくい。

一方後期に於ける分布を見るとほとんど河東部に、その大多数が集中していく傾向が観察される。

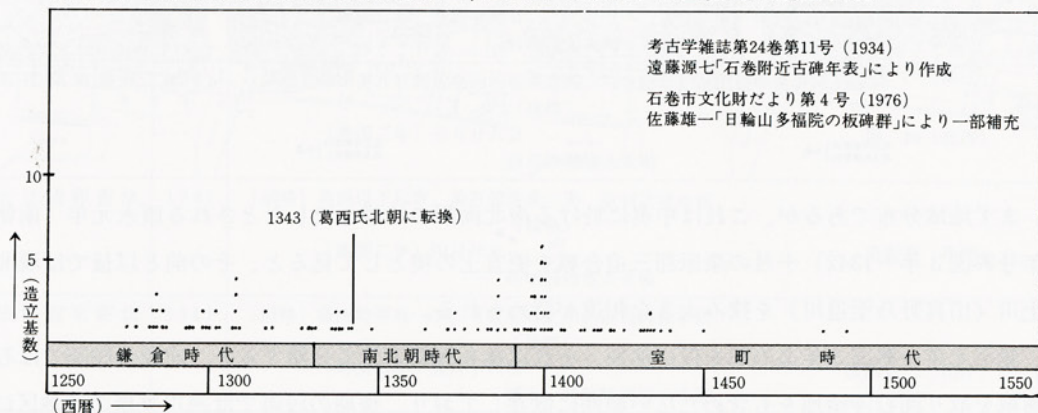
これは直接には武士団の菩提所もしくは祈禱所の固定集約化を意味しようが、北朝の優勢が確定した1343年以降には河西沖積地にはほとんど分布が見られなくなり、東岸への集中が特に顕著となる事から三迫敗戦以後の葛西惣領家の退勢に伴い、軍事的脅威のより少ない石巻城の東部方面へ、意識的に家臣団の集住化が推進された結果を反映するものではないかと考えられる。

この時期に於ける石巻地区の退潮は第24図の年代分布にも見られるところであり、通常1360年代は葛西領に限らず多数の板碑造立が見られる時期であるが、石巻城周辺では逆にほとんど造立が見られないと云う現象が観察される。

第23図 周辺地区及び県北に於ける中世板碑造立状況



第24図 石巻城跡周辺地域(旧石巻市内)に於ける有紀年中世板碑の造立状況



同じ葛西氏所領であった岩手県南地域ではこの時期に全年代を通じてのピークに達しており、南朝勢の敗北が特に石巻を拠点とした葛西惣領家に大きな打撃を与えた事を、この年代分布傾向からも読み取る事ができる。

いずれにしても、この段階以後、東岸の湊地区に対する石巻城の軍事的価値と役割が前期よりも一層重要になったであろう事は想像に難くない。

3. 室町期以降の石巻城

室町時代以後に於ける葛西氏は他の武士団と同様、周辺の一円地行化を推し進め陸奥に於ける有力な国人層と化して来る。

細川頼元が発給した足利義満御教書には、⁽⁸⁾

陸奥国賀美郡事、畠山修理大夫国詮分郡也、
而左京大夫抑留云々、^(大崎詮持) 緯絶常篇歟、同国黒川^(政宗)
郡者、国詮思賞之地也、同前、早伊達大膳大
夫相共、蒞彼所、可被沙汰国詮代、就彼左右
為有沙汰、可被注申之状、依仰執達如件
明德二年六月廿七日 ⁽¹³⁹¹⁾ 右京大夫（花押）
^(細川頼元)
^(満良?) 葛西陸奥守殿

とあり室町前期段階に於ける葛西氏が伊達と並び奥州管領大崎氏の侵犯を停止調停できる程の実力を有していた事が判明する。

なお葛西領一帯に於ける板碑造立が、全年代の中でも特に1400年代に大きなピークを有していると言う事実は、上記の様な、葛西氏の経済軍事的優性を反映する側面があると思われる。

また、この時期にはすでに登米寺池城（保呂羽館）が機能していたものと見られているが、この段階では寺池城、石巻城、両者の機能分担が具体的にどの様な形で実施されていたのかは明確でない。⁽⁹⁾

十六世紀に至り葛西氏は北上川流域の江刺・胆沢・気仙・磐井・本吉・登米・牡鹿の諸郡を掌握し登米寺池城を本拠とする様になるが、その麾下に属する諸氏は、おそらく領主権を完全に保持したまま、その軍事指揮下にあると言う戦国大名としてはその集権化が非常に弱い体制にあったと見られている。⁽¹⁰⁾

4. 16世紀における石巻城

葛西氏の登米移転については伝えられる年代が諸説あり、今のところその確定はむずかしい。⁽¹¹⁾

この点については、福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺心清水八幡社に伝わる長帳裏書、大永8年条に、以下の通り見え、本館跡の下限を考慮する際、無視できない内容なので紹介し、若干の

考察を加えたいと思う。

大永八年戊子

(1528)

(前略) 四月十三日伊達さくら田殿長井へとのき
めされ候、同六月十三日ニ御死去、又りん
こうのたてにてかさい殿御病死、同九月晦
日ニりんこうたておち申候、その時打死腹
をきる人かすしらす、このたてゑ伊達殿さ
まえ合力、當方の御勢を四番につもり御た
て候、又そののち二番二つもり御たて候時
たておち申候(後 略)

(・印 筆者)

このうち、「同六月十三日ニ御死去」の記事までは、伊達さくら田殿の消息を記したものと見られ
るから、基本的に以後の記事と関連するものではない。⁽¹³⁾

従って、「又りんこうのたて……御たて候時たておち申候」までが一連の記事と見られる。

全体の意味は、大永8年(1528)葛西氏の死去に伴い、伊達植宗、蘆名盛舜の連合軍が葛西氏
をりんこうのたてに攻め9月晦日にこれを落城せしめた事を記していると解釈できる。

この場合「りんこうのたて」がどこであるのかが判然としない。

館の一般的呼称方法から見て、この「りんこう」の意味については、

- (1)館所在地の地名を表わす場合。(この場合一般に館の固有名詞
的使われ方をしている。)
- (2)館の居住者や館主を表わす場合。
- (3)館の地理的、景観的、相対的位置を示す形容詞の場合。
- (4)上記(1)~(3)に関係なく全くの固有名詞として使われる場合。

が考えられる。

この内(1)が最も一般的に見られるもので、(2)や(3)は、その必要に応じて使用されているのが一
般的である。

しかしこの場合、葛西氏の居城とされる寺池城・石巻城周辺に「りんこう」を称する地名のない
事から(1)と考えるのは無理である。

また(2)についても、その館にて葛西氏が病死した事を後段で述べている事から、この見解も
取る事はできない。

従って(3)乃至(4)と見られるが(4)の場合は、ほとんど特定不能であり、ここでは除外する。

(3)の場合は、①臨高、②臨圃、③臨江、④臨港、⑤隣郊などが予想されるが、①と⑤は古い用
例が見られない事から、これを除くと、②~④までがその意味として予想される。

この内②=そばえてけわしいさま、③=高いところのぞむの意で、当時一般に城館はほとん

ど丘陵やその至近に構えるから、特定の館を形容呼称するのに①や②を用いても意味がない。

従って③=河(大河)・海(入江)¹⁰⁾にのぞむ、が最も蓋然性を持つものと考えられるが、仮に入江と作意的に解釈すれば、常識的に石巻城以外はあり得ないが、河の意もあり、根拠なく一方のみを採る事はできない。

河の意の場合、該当河川は葛西領内の相応規模のものを考慮すると、北上川、迫川流域が想定されるが、館跡の分布から判断して、北上川流域の可能性がより強い。

中世段階では登米寺池城及び石巻城、両者とも北上川に面していた事が推定されるから、両城のどちらかを指すと想定されるが、それを特定するのは八幡宮長帳の記載からだけでは基本的に無理である。¹¹⁾

従ってここでは、八幡宮長帳裏書の記載が石巻城を指す可能性もあり、それが本遺跡の下限年代を示す場合もありうる、と云う事を指摘するに止めたいと思う。

5. ま と め

- (1) 葛西氏の動向から見て、石巻城は遅くとも14世紀の30年代には成立していたと考えられること。
- (2) 南北朝期に於ける南朝方の敗退を契期に石巻城下では武士団の北上川東岸への集住化が促進された形跡があり、この時点後の石巻城の役割に相応の影響を与えた可能性が考慮されること。
- (3) 塔寺八幡宮長帳の記載は石巻城を指す可能性もあり、16世紀までは機能した可能性が予測されること。

註 釈

(1) 黒板勝美「吾妻鑑」第一、新訂増補国史大系より引用。 1979 吉川弘文館刊

(2) 竹内理三「鎌倉遺文」古文書編第22巻所収16692号文書=関東下知状より引用

1982 東京堂出版刊

(3) 葛西氏系譜については江戸時代の出典に係る12系が認められているが、ここでは一応定説とされる大槻文彦考証葛西系図に基づき論を進める事としたい。

なお、系譜の詳細な考察として近刊の「葛西氏諸系譜と、その正系考」紫桃正隆1983「あをな」第1号・ひたかみ出版刊があるので参照されたい。

(4) 佐々木慶市「宮城県史30」史料集Ⅰ所収 白河文書 1958 宮城県史刊行会刊

(5) 本合戦による南朝軍の敗北により翌年八月結城親朝が北朝に転進し、伊達、葛西、南部等の南朝有力者も引き続いて足利方に帰し奥州に於ける南北朝史の一線を画した戦として知られる。

石巻一帯でも興国4年を境とし、翌康永3年(1344)より板碑の年号が北朝年号に転換する事が佐藤雄一・山内栄一により指摘されている。

山内栄一「河北町誌」上巻・河北町の板碑 1975 河北町誌編纂委員会刊

佐藤雄一「石巻市文化財だより第4号」日輪山多福院の板碑群

1976 石巻市教委刊

- (6)湊及びその東部地域が中世段階で牡鹿郡の中心地域を構成していた事は考古学的にも肯定できる様で、14C～16C中葉には時宗寺院・専称寺が鹿妻地区に実在し、また、その南側を東西に拉がる浜堤上には中世陶磁を出土する、にら塚貝塚、垂水囲貝塚など広大な遺跡が存在する。

佐藤雄一「石巻市専称寺廃寺跡の名号板碑について」石巻地方の歴史と民俗

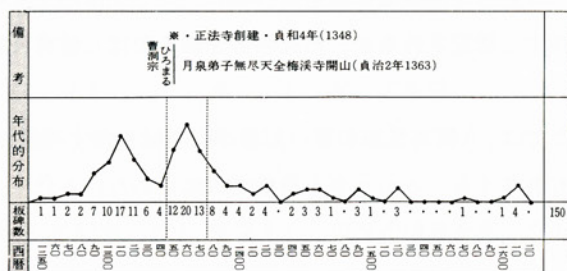
(7)山内栄一

1973 石巻工業高等学校刊

「河北町の板碑」

より転載

第25図 岩手県南
の板碑造立状況



- (8)「大日本古文書」家わけ第3 伊達家文書—1982覆刻版・東大出版会刊より引用
- (9)「岩手県史」第2巻 1961 名著出版 態々令啓候。広田伊賀守・同神六、遠藤内蔵助、再度爲奉公、一進退引切、葛西日根牛之地于今致在留候。(後 略)
- (応永年中カ)霜月晦日

高森相模守殿 受 天(印)

葛西日根牛之地=現登米町日根牛 (・印 筆者)

(10)小林清治「大名権力の形成」中世奥羽の世界 1978東京大学出版会刊

- (11)文禄2年(1593)原本の写しと伝えられる葛西盛衰記、またその系譜を引くと見られる葛西実記、奥州葛西記などでは、葛西対馬守武治の代(6代清貞?)すでに日和山寺池両城に居した事となっており、また高野山五大院葛西靈薄記では、天文5年(1536)、あるいは又中島城合戦記の様に永正年間頃(1504～20)とする物もあり様ではない。これら写本は一部に事実を伝えるものもあろうが、基本的にその虚実を取捨する事は困難であり、従って本稿ではこれらの史料は採用しない事とした。

(12)会津塔寺八幡宮長帳と呼ばれ、観応元年から寛永12年迄(1350～1635)の同宮正月の大般若経などの転読巻数、配役、布施などの事を記したもので、裏面に時々世間の出来事を記し、東北地方中世の重要史料とされ、重文に指定されている。

一般に入手し易い刊本として、続群書類従第30号上、所収のものがある。

(13)大石直正「会津塔寺八幡宮長帳」覚書 東北文化研究所紀要一創刊号

1969 東北学院大東北文化研究所刊

では長帳を日付、書出しの特徴により7期に分類し、内本記事の載る延徳3年～天文10年の間(1491～1541)については、1年間の出来事をまとめて記す「年日記」方式が採用されており、裏書成立年が基本的に表書年次と一致するものと指摘している。

従って大永8年の記事は複数件の出来事を網羅して綴ったものと見られる。

(14)諸橋徹次「大漢和事典」巻九—臨江・巻六—江

1958 大修館書店刊

「りんこうたて」の解釈については、「会津若松史8」史料集の中に「臨光館」とする解釈が載っているが、何を根拠に「臨光」を充てたのか解釈できない。

- (15)江戸時代（慶長以前）の北上川の流路については、追波湾を河口とする説が従来からあり、石巻には迫川が流下していたとされて来ていた。しかし河川堆積物の総量から考え追波湾の砂洲に比べ石巻湾側のそれが広大に発達している点から、北上本流は中世段階に於いても石巻へ流下していたとし、追波川は洪水時の流路と見る説もある。後者の文献には以下の論文がある。

石垣宏「北上川流路変遷の一考察」仙台郷土研究通巻218号所収

1979 仙台郷土研究会刊